

# 令和8年度 榛東村職員採用試験実施要項

榛東村職員採用試験
<p>本村の採用試験では、公務員として必要な基礎的な知識や論理的思考力・処理能力を測るための「教養試験」を実施してきました。</p> <p>今年度の採用試験においては、公務員志望の新規学卒者だけでなく、民間企業志望者、社会人等の幅広い層の受験を促すため、特別な対策や勉強が不要の「職務能力試験」に変更して実施します。</p>

## 1 職種、採用予定人員、職務内容及び採用予定年月日

職種	採用予定人員	職務内容	採用予定年月日
行政事務 (新規卒業者)	若干名	一般的な行政事務に従事する。	令和9年4月1日
行政事務 (行政実務経験者)	若干名	一般的な行政事務に従事する。	令和9年4月1日
保健師	若干名	保健師業務に従事する。	令和9年4月1日

## 2 受験資格

職種	受験資格
行政事務 (新規卒業者)	平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者
行政事務 (行政実務経験者)	昭和42年4月2日以降に生まれた者で、直近10年（平成28年7月1日から令和8年6月30日まで）中に通算5年以上、国、都道府県又は市区町村での職務経験（※）を有する者
保健師	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、保健師免許を有している者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者

※ 「職務経験」とは、国、都道府県又は市区町村の職員として1年以上継続して勤務した経験（非常勤職員（会計年度任用職員等）は除く。）が該当します。

※ 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。

なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

※ 在職中に連続して3箇月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、「職務経験」から除きます。

上記の受験資格のほかに、次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 榛東村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 試験の方法

試験は第一次試験、第二次試験、第三次試験及び書類審査とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対してのみ、第三次試験は第二次試験の合格者に対してのみ行います。

#### (1) 第一次試験（各職種共通）

区分	試験の内容
職務適応性試験 (BEST-P)	職務への適応性について、把握します。 使用目的：公的部門の職員としての職務への適応性を、ポイントを絞って性格傾向の面からみる。 出題数：150題 試験時間：20分
職務能力試験 (BEST-A)	公的部門の職員としての職務遂行に必要な能力について、択一式筆記試験を行います。 出題分野：論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題 出題数：60題（4肢択一式） 試験時間：60分

※ 基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。

※ 「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識、義務教育の中で学んだこと等）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。

#### (2) 第二次試験（各職種共通）

区分	試験の内容
人物試験	人物について総合的に試験を行います。
面接試験	個別面接を行い、人物について試験を行います。

#### (3) 第三次試験（各職種共通）

区分	試験の内容
集団討論試験	コミュニケーション能力、論理的思考力等について試験を行います。
面接試験	個別面接（2回目）を行い、人物について試験を行います。

(4) 書類審査

受験資格の有無及び申込記載事項の真否等について審査します。

※ 試験方法等について、変更となる場合があります。

#### 4 試験日程並びに会場及び合否発表

(1) 第一次試験

試験日時	試験会場	合否発表
令和8年10月18日(日) ・受付 8:30～9:15 ・適性検査(職務適応性検査) 説明 9:25～ 検査 9:40～10:00 ・休憩 10:00～10:15 ・職務能力検査 説明 10:15～ 試験 10:30～11:30	榛東村役場	第一次試験の合格者発表は、11月中旬に榛東村役場前掲示場に掲示するほか、受験者に通知します。

(2) 第二次試験及び第三次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対してのみ、第三次試験は第二次試験の合格者に対してのみ行います。

試験日時	試験会場	合否発表
第二次試験 令和8年11月下旬予定 第三次試験 令和8年12月下旬予定	榛東村役場	榛東村役場前掲示場に掲示するほか、受験者に通知します。

※ 試験日程、試験会場等について、変更となる場合があります。

#### 5 給与

初任給は原則として、大卒232,000円です。ただし、基礎学歴取得後に職歴等がある者は、その年数に応じて調整があります。

このほか、榛東村職員の給与に関する条例(昭和32年榛東村条例第5号)の規定により、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

#### 6 受験申込手続及び申込期間

(1) 申込手続

電子申請による申込みとなりますので、受験を希望する方は榛東村ホームページ内の榛東村職員採用試験案内(<http://www.vill.shinto.gunma.jp/administration/000358/000360/p001434.html>)にある申込フォーム又はQRコードから申込みしてください。

なお、申込時には受験者本人の氏名、連絡先、履歴等に係る基本的事項のほか、自己PR及び志望動機を入力し、顔写真のデータ(縦4:横3程度サイズの電子データ)を添付する必要がありますので、あらかじめ準備してください。

- ※ 申込みが完了した場合、申込完了をお知らせする自動返信メールが届きます。メールが届かない場合は申込みが完了していませんので、必ずメールを確認してください。
- ※ ドメインの指定受信をしている場合は、「@logoform.jp」及び「@vill.shinto.gunma.jp」を受信できるようにしてください。
- ※ パソコンの機種、環境等により利用できない場合があります。使用するパソコン、通信回線上の傷害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

(2) 申込期間

令和8年7月1日（水）午前8時30分から令和8年9月11日（金）午後5時15分まで

(3) 申込後の受験案内

受験の申込みが完了した方には、令和8年10月上旬までに、村から第一次試験に関する案内通知等を送付します。受験番号、試験時間等を記載しますので、事前に確認の上、第一次試験当日に持参してください。

## 7 問合せ先

榛東村 総務企画課 人事職員係

TEL：0279-26-2195

FAX：0279-54-8225

メール：soumu@vill.shinto.gunma.jp